

長野県スキー選手権大会 開催規程

- 第1条 公益財団長野県スキー連盟（以下「本連盟」という。）定款第2章第4条第1号に基づく、長野県スキー選手権大会は、本規程により開催する。
- 2 大会名称は、「第〇回長野県スキー選手権大会◇◇◇競技■■■種目」とし、〇は回数、◇◇◇は競技名、■■■は種目名を記載する。
- 3 長野県スキー選手権大会に他の大会を続けて開催する場合は、大会名を別々に表記する。
- 4 長野県スキー選手権大会の主催は、本連盟とする。ただし、主催者がFIS, SAJ等の複数の場合は共催とする。
- 5 主管は、競技会運営を管轄・管理する団体をいい、所属団体とする。
- 5 後援は、直接利益を求めない企業、自治体、メディア会社、観光協会、非営利団体等とする。ただし、補助金を拠出する団体を含むものとする。
- 6 特別協賛は、冠スポンサーとし、他のスポンサーは協賛とする。
- 8 その他の選手権は長野県フリースタイルスキー選手権大会および長野県スノーボード選手権大会とする。
- 第2条 長野県スキー選手権大会各種目の参加資格は、本連盟登録者とし年齢等は全日本スキー連盟の附則と全日本スキー選手権大会開催規程に準ずる。
- 第3条 長野県スキー選手権大会は、各競技の種目ごとに男女別に毎年1回開催する。
- 2 開催競技の種目は全日本スキー選手権大会開催規程に決められている種目とするが全てを開催しなくともよい。
- 3 本連盟登録者で男女合計30名以上の参加者数を満たされていない場合は開催しない。ただし、歴史と実績のある種目の場合は条件が満たされてなくとも開催出来る。
- 4 種目の新設又は変更は、本連盟評議員会に諮り、理事会で決定する。
- 第4条 本連盟は長野県スキー選手権大会に主管団体から要請がある場合競技役員を派遣する。派遣役員は本連盟理事、委員とする。
- 第5条 本連盟の理事会は、長野県スキー選手権大会が開催される1年前までに開催地を評議員会に提案し、決定しなければならない。開催希望がない場合は各部、競技本部、常務理事会で選定し開催要請をする。適地がない場合は開催しない場合もある。
- 第6条 長野県スキー選手権大会を開催しようとする所属団体は1年前までに申請書を本連盟に提出しなければならない。
- 第7条 競技に使用するコースまたはシャンツェは、全日本スキー連盟公認のものが望ましい。
- 第8条 長野県スキー選手権大会では、各種目の1位から3位までに賞状とメダルを授与する。
- 第9条 長野県スキー選手権大会開催に必要な経費は、開催地の所属団体が計画し調達および調整する。本連盟派遣役員に係わる経費は開催地の所属団体の負担とする。
- 2 開催地の所属団体は参加料、スポンサー料、その他の広告料等の収入を開催経費に充てる事が出来る。ただし、本連盟に対し協賛金、協力金の名目で提供された資金については本連盟に帰属する。
- 3 本連盟は開催地の所属団体に対し、競技会運営に要する経費として別に決定する補助金を交付することができる。
- 第10条 ビブは本連盟指定のものを使用する。
- 第11条 開催地の所属団体は、競技終了後、公式報告書、成績表および収支計算書を本連盟に提出しなければならない。
- 第12条 この規程の改廃は、理事会の議決による。必要な場合は評議員会の議決を得る。

平成28年7月6日 施行